

宝塚市下水道パートナーシップ
(管理・更新一体マネジメント) 事業
要求水準書 (案)

令和8 (2026) 年5月

宝塚市上下水道局

目次

第1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 事業の背景・目的	1
3 事業概要	2
4 基本条件	8
第2 本事業の基本的な取組方針	9
1 事業計画に関する事項	9
2 実施体制に関する事項	10
3 財務に関する事項	11
4 モニタリング	11
5 安全・危機管理	11
6 技術管理	14
7 市職員に対する技術の向上及び技術の継承	14
8 環境対策	14
9 地域貢献	14
第3 維持管理業務に関する要求事項	16
1 基本的事項	16
2 業務内容に関する事項	16
3 管理基準	19
第4 問題解決業務に関する要求事項	20
1 基本的事項	20
2 業務内容に関する事項	20
3 管理基準	21
第5 住民対応業務に関する要求事項	23
1 基本的事項	23
2 業務内容に関する事項	23
3 管理基準	25
第6 計画・設計業務に関する要求事項	27
1 基本的事項	27
2 業務内容に関する事項	27
3 下水道事業計画変更業務に関する事項	28
4 スtockマネジメント計画策定業務（汚水のみ）に関する事項	28
5 修繕改築詳細設計業務（汚水のみ）に関する事項	29
6 管理基準	29
第7 管路修繕・改築業務に関する要求事項	30
1 基本的事項	30

2	業務内容に関する事項	30
3	計画修繕に関する事項	31
4	改築工事（污水管路施設）に関する事項	31
5	改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））に関する事項	31
6	工事監督に関する事項	32
7	その他関連事項	32
8	管理基準	33
第8	統括管理業務に関する要求事項	34
1	基本的事項	34
2	業務内容に関する事項	34
3	統括管理に関する事項	35
4	情報管理に関する事項	36
5	台帳管理に関する事項	36
6	セルフモニタリングに関する事項	36
7	管理基準	36
第9	附帯事業に関する要求事項	38
第10	任意事業に関する要求事項	39
第11	契約終了時に関する要求事項（措置）	40
1	施設機能確認	40
2	引継ぎ	40
3	その他	40
	【用語の定義】	42

第1 総則

1 本書の位置付け

本書は、宝塚市（以下「市」という。）が宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に求める業務の要求水準であり、事業者が実施しなければならない標準的な業務内容を定めるものである。ただし民間事業者の創意工夫による業務改善やサービスレベルの向上、コスト削減に期待することから、民間事業者の提案により各業務内容が適切に実施可能な場合、内容の変更を行うこととする。

2 事業の背景・目的

市が運営する下水道事業は、人口構造の変化に伴う使用料収入の伸び悩み、技術系職員の減少による維持管理体制の縮小、さらには武庫川流域及び猪名川流域に広がる市域特性を踏まえた広範な管路網の老朽化等、安定した事業運営に向けた課題が顕在化している。また、市民や来訪者が安心して過ごせる快適な都市環境を維持するためにも、下水道事業の質の確保が重要性を増している。

このような状況のもと、国は民間の経営力や技術力、柔軟な工夫を取り入れながら事業の効率化を図る管理・更新一体マネジメント方式による水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を推進している。

市では、下水道事業の中長期的な安定運営を確保するとともに、令和9（2027）年度以降に予定される老朽管きよの計画的改築に対して国費支援を継続して確保し今後増大する管路改築に備えるため、令和5（2023）年度に「包括的民間委託導入可能性調査」を実施した。

これまでの検討結果を踏まえ、市は令和9（2027）年度に、維持管理と更新を一体的に推進する水の官民連携（ウォーターPPP）レベル3.5（更新実施型）（以下「ウォーターPPP」という。）の導入を予定している。

本事業は、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を生かした長期にわたる一体的な事業運営の実施により、市民サービスの向上はもとより、技術職員の確保、経営の健全化を図るとともに、地元企業との連携による地域経済の成長及び発展に寄与し、将来にわたり持続可能な下水道事業の確立を目的とするものである。

これらを踏まえ、市はウォーターPPPの導入にあたり、次の基本方針のもと事業を実施する。

- ① 市民生活を支える重要な下水道施設として、平常時のみならず災害時等においても、安定的かつ継続的な下水道サービスの提供を確保する。
- ② 人口減少に伴う下水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う改築需要、経営状況の変化を踏まえた経営の健全化、効率化に努め、持続可能な下水道事業運営を行う。
- ③ 民間事業者の経営力及び技術力を活用し、市職員への技術継承及び計画的な人材育成を推進するとともに、将来を見据えた技術職員の体制を構築し、市が担う政策立案及び経営判断機能を維持する。
- ④ DX等の最先端技術の導入を推進し、業務の高度化及び効率化を図るとともに、維持管理と更新を併せて実施することにより、下水道施設の一体的マネジメントを推進する。
- ⑤ 地元企業との連携を促進し、地域資源の活用や人材の雇用等、地域経済の成長及び発展に寄与するとともに、地域住民等との協働により、地域と一体となった下水道事業の実施を目指す。

3 事業概要

(1) 事業の名称

宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業

(2) 本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりとする。

各対象施設位置は、別紙1を参照。

【汚水施設】

◆汚水管路施設：管きよ、マンホール、マンホール蓋、公共汚水柵、取付管

表 1.1 汚水管路施設状況

区分	処理区域面積※1 (ha)	管きよ※2 (m)	マンホール及び蓋※2 (箇所)	公共汚水柵及び取付管※2 (箇所)
武庫川下流流域下水道 (武庫川下流処理区)	2,114.78	470,845	22,368	45,140
猪名川流域下水道 (原田処理区)	554.50	118,372	6,697	11,775
合計	2,669.28	589,218	29,065	56,915

※1 「宝塚市流域関連公共下水道事業計画 事業計画変更協議申出書 令和6年度」より抜粋

※2 公共下水道（汚水）台帳システムに収録されている下水道管路施設の状況より抜粋

- ◆汚水中継ポンプ場 : 1箇所（山手台西汚水中継ポンプ場）
- ◆マンホールポンプ場 : 65箇所（武庫川下流流域（右岸）12箇所、
武庫川下流流域（左岸）22箇所、
猪名川流域：31箇所）
- ◆汚水流量計 : 28箇所

【雨水施設】

◆雨水管路施設：管きよ、開きよ、マンホール、マンホール蓋

（下表の延長に計上している管きよ以外の事業範囲内にある不明管路施設も対象に含める。）

表 1.2 雨水施設状況

区分	排水区域面積※1 (ha)	管きよ※2 (m)	マンホール及び蓋※2 (箇所)
武庫川水系	2,083.49	223,979	4,179
神崎川水系	585.79	49,289	910
合計	2669.28	273,268	5,089

※1 「宝塚市流域関連公共下水道事業計画 事業計画変更協議申出書 令和6年度」より抜粋

※2 公共下水道（雨水）台帳システムに収録されている下水道管路施設の状況より抜粋

- ◆雨水ポンプ場 : 2箇所（武庫川ポンプ場、西田川ポンプ場）
- ◆雨水ゲート施設 : 13箇所
（良元地区（5箇所）、山本地区（7箇所）、歌劇場前）

- ◆雨水スクリーン : 87 箇所
- ◆雨水サイフォン施設 : 3 箇所
(平井雨水幹線、尼宝雨水幹線、高丸 1 号雨水幹線)
- ◆雨水ポンプ施設 : 3 箇所
(川面井堰用水ポンプ、旭町 2 丁目雨水排水ポンプ、向月町雨水排水ポンプ)
- ◆中和処理施設 : 1 箇所
- ◆調整池 : 24 箇所 (天神川調整池ほか)

(3) 事業方式

本事業の事業方式は、管理・更新一体マネジメント方式によるウォーターPPP レベル 3.5 (更新実施型) とする。これにより、業務の一元化による効率化や予防保全型管理の実現、長期的なコスト削減を期待する。

(4) 業務の範囲

本事業の範囲は、①義務事業 アからカ に関する業務とし、②附帯事業及び③任意事業を含めて対象事業とする。なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務 (「統括管理業務」のうち統括管理) を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること (以下、「委託等」という。) ができるものとする。

①義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業の対象業務は以下のとおりである。

ア 維持管理業務

- ・巡視
- ・点検
- ・調査
- ・清掃 (管路施設)
- ・清掃 (調整池)
- ・機械設備保守点検
- ・補修 (緊急修繕、小破修繕含む)
- ・草刈等
- ・遠方監視

イ 問題解決業務

- ・不明水対策
- ・水質調査

ウ 住民対応業務

- ・事故初動対応
- ・通報初動対応
- ・災害対応

エ 計画・設計業務

- ・下水道事業計画変更
- ・ストックマネジメント計画策定（汚水のみ）
- ・修繕改築詳細設計（汚水のみ）

オ 管路修繕・改築業務

- ・計画修繕
- ・改築工事（汚水管路施設）
- ・改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））

カ 統括管理業務

- ・統括管理
- ・情報管理
- ・台帳管理
- ・セルフモニタリング
- ・その他関連業務

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わないものとする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業又は市上下水道局の用地及び施設等において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。多分野連携として市上下水道局の用地及び施設等を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力するものとする。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

(5) 想定事業量 (又は想定業務量)

本事業で実施する各業務に関する、過年度実施数量を参考数量として以下に示す。ただし、ストックマネジメント計画に基づく業務については、計画値としている。

① 維持管理業務

業務分類		参考見込み数量
巡視 (事業範囲全域対象)		・マンホール点検 約 1,650 基/年
点検 (事業範囲全域対象)		ストックマネジメント計画より ・マンホール点検 約 1,650 基/年
調査 (事業範囲全域対象)	計画調査	ストックマネジメント計画より ・TVカメラ/目視 約 11 km/年
	緊急調査	(下水道事業範囲全域対象) ・約 40 件/年
清掃 (管路施設) (事業範囲全域対象)	計画清掃	・約 50 箇所/年
	緊急清掃	・約 90 件/年
清掃 (調整池)		・土砂搬出 約 250m ³ /年
機械設備保守点検 ※雨水ポンプ場に関しては、武庫川ポンプ場は R9～R10 に改築の予定、西田川ポンプ場は R11～12 に設計して R13 に改築の予定 (変更の可能性あり) があるため、作業時期等に関する調整が必要となる。	流量計整備点検	流量計点検: 28 箇所 ・28 箇所/年
	マンホールポンプ保守点検	山手台西汚水中継ポンプ場+マンホールポンプ 65 箇所 ・66 箇所/年
	雨水ポンプ等保守点検	①雨水ゲート施設 (12 箇所)、雨水サイフォン (3 箇所) の機械、電気設備維持管理 ・3 回/年 ②各雨水ポンプ施設 (3 箇所) の機械、電気設備維持管理 ・川面井堰用水ポンプ、旭町二丁目地区雨水排水ポンプ 1 回/年 ・向月町雨水排水ポンプ 4 回/年
	雨水ポンプ場機械設備保守点検	各雨水ポンプ場 (2 施設: 武庫川ポンプ場・西田川ポンプ場) ・武庫川ポンプ場 4 回/年 ・西田川ポンプ場 4 回/年
	ポンプ場直流電源装置設備維持管理	雨水ポンプ場 (2 施設: 武庫川ポンプ場・西田川ポンプ) ・2 回/年
	ポンプ場受電設備保守点検	雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場 (3 施設: 武庫川ポンプ場・西田川ポンプ場・山手台西ポンプ場) ・12 回/年
	マンホールポンプ緊急点検	山手台西汚水中継ポンプ場+マンホールポンプ 65 箇所 ・計 66 箇所
	天神川調整池中和処理施設保守点検	・12 回/年
	遠方監視装置点検	クラウド 98 局、処理装置一式 (別紙 2 参照) ・1 回/年

業務分類	参考見込み数量
補修（緊急修繕、小破修繕含む） （事業範囲全域対象）	緊急的に措置が必要な箇所 ・約 300 件/年
草刈等 （事業範囲全域対象）	樹木の剪定及び除草等、水路監視・スクリーン清掃・ 水門ゲート及び川面井堰ポンプ運転管理等（87 箇所）、土砂分別処分 ・約 130,000m ² /年
遠方監視	遠方監視装置からの情報監視 ・一式（10 年間）

②問題解決業務

業務分類	参考見込み数量
不明水対策 （事業範囲全域対象）	・計画面積：約 2,669ha（事業計画面積） ・絞込み調査：約 100ha/年 ・詳細調査：約 800m
水質調査	30 地点（公共下水道 11 地点及び、公共下水道に流入する事業場 19 地点） ・延べ約 110 回/年（別紙 6 の 2.（2）参照） （地点により年間での調査（採水）回数が異なる）

③ 住民対応業務

業務分類	参考見込み数量
事故初動対応 （事業範囲全域対象）	事故発生箇所及び通報箇所 ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年
通報初動対応 （事業範囲全域対象）	
災害対応 （事業範囲全域対象）	災害対応箇所 ・風水害 約 10 件/年

④ 計画・設計業務

業務分類	参考見込み数量
下水道事業計画変更	計画は 5 年毎に見直しを行うことを基本とする。 ただし、変更すべき事由が生じた場合は、その都度見直しを行う。 ・公共下水道全体計画変更、下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画変更（直近の計画変更年度は R6 年度）
ストックマネジメント計画策定 （汚水のみ）	計画は 5 年毎に見直しを行うことを基本とする。 ただし、変更すべき事由が生じた場合は、その都度見直しを行う。 ・ストックマネジメント計画変更（直近の計画変更年度は R7 年度）
修繕改築詳細設計（汚水のみ）	ストックマネジメント計画より ・管きよ R9 約 1,700m、R13 以降約 2,000m/年 ・マンホール R13 以降約 25 箇所/年 ・マンホールポンプ（機械、電気設備） R13 以降 2 箇所/年

⑤ 管路修繕・改築業務

業務分類	参考見込み数量
計画修繕	ストックマネジメント計画より <ul style="list-style-type: none"> ・管きょ修繕 約 50 箇所/年 ・マンホール修繕 約 10 箇所/年
改築工事（汚水管路施設）	ストックマネジメント計画より <ul style="list-style-type: none"> ・管きょ改築（更生工法、布設替え）約 2,000m/年 ・マンホール改築（更生工法、布設替え）約 25 箇所/年 ・マンホール蓋改築 約 75 箇所/年
改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））	ストックマネジメント計画より <ul style="list-style-type: none"> ・2 箇所/年

⑥ 統括管理業務

業務分類	参考見込み数量
統括管理	・一式（10 年間）
情報管理	・一式（10 年間）
台帳管理	・一式（10 年間） （参考延長） 汚水：約 2.2 km/年、雨水：約 1.5 km/年
セルフモニタリング	・一式（10 年間）
その他関連業務	・一式（10 年間）

4 基本条件

(1) 共通の要件

- ・事業者は、各関係法令や基準に則り事業を進め、本趣旨である下水道施設の適切な管理・更新を行うこと。なお、関係法令や基準等の改定に応じて随時見直しを行うこと。
- ・事業者が市の指示に反して作業を続行した場合、及び市が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- ・事業者は、各業務の結果については、月間業務報告及び年間業務報告としてそれぞれ市へ報告を行うとともに、各業務の支払い時期に応じて必要な成果品を提出すること。また、維持管理情報として「下水道台帳システム」へデータを蓄積すること。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、市と事業者の協議により決定する。
- ・事業者は、地元企業が対応可能な業務は、できるだけ地元企業の活用すること。

(2) 公害防止基準

事業者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講じること。

(3) 廃棄物の適切な処理

本業務により排出される廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に受入施設まで運搬し処分を行うこと。

(4) 関係法令等

本事業の実施にあたり、別紙3、別紙6に示す関係する法令、基準等の最新版を遵守、準拠又は参考とすること。なお、当該関係法令等の改正又は変更に伴い、第2以降に示す各計画書について変更が必要になった場合には、各計画書を変更のうえ市に提出すること。

第2 本事業の基本的な取組方針

本事業は、性能発注を基本とし、あらかじめ事業者はリスク評価を踏まえて、対象施設に対して各業務に関する中長期的な視点に立った目指すべき方向性やその効果の目標値（以下、「業務指標（PI）」という。）と、目標値を実現するための具体的な事業量の目標値の二つを設定して本業務を実施すること。なお、業務指標（PI）に関しては、市と事業者の間で設定し、目標達成に必要な手法や事業量の目標値は事業者による事業計画書での提案に基づき決定する。

1 事業計画に関する事項

事業者は、本事業の実施にあたって、全体事業計画、年間事業計画及び月間事業計画を作成し市の承諾を得ること。

（1）全体事業計画に関する事項

全体事業計画には、事業期間全体を通じた計画として、事業の基本的事項、スケジュール等を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

- ・事業概要
- ・事業期間にわたる計画工程表
- ・事業実施体制
- ・緊急連絡体制
- ・各業務の事業計画

（2）年間事業計画に関する事項

年間事業計画には、全体事業計画を実現するにあたり、より具体的に当該年度に実施する各業務の内容や実施方針、提案を含む実施方法等を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

- ・当該年度の事業概要
- ・当該年度の年間の計画工程表
- ・事業実施体制
- ・各業務の実施方針、実施方法
- ・各業務の年間事業計画
- ・次年度以降最終年度までの予算計画

（3）月間事業計画に関する事項

月間事業計画は、年間事業計画の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握できるように作成すること。

(4) 事業計画に対する報告書に関する事項

事業者は、事業の実施状況について把握できるよう、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、次年度及び次月度以降の見通し、市の維持管理に対し一層の効率化に資する提言を盛り込んだ年間事業報告書及び月間事業報告書を作成し市に提出すること。

2 実施体制に関する事項

(1) 組織体制

事業者は以下に掲げる事項を満たす体制を確保すること。

- ・業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整えること。
- ・各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施すること。
- ・組織的なバックアップなど、業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理するため、業務に応じて適切な有資格者を配置した体制及び方法が明確となっており、确实かつ機能的な体制となっていること。
- ・事業者内及び市との情報共有が効率的にできる体制を整えること。
- ・関係行政機関との調整・協議を効率的に実施することができる体制となっていること。

その他、各業務も含め別紙4を参照のこと。

(2) 内部統制

事業者は、事業の適正を確保するため、内部統制において必要な体制と方策を構築し、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。

(3) 情報公開

事業者は、下水道事業が生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開すること。

(4) 委託等

事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた「統括管理」を除いたものについては、あらかじめ市に申出書を提出し、事前に承諾を得た上で第三者に委託等ができるものとする。

事業者は、本事業等に係る業務について委託等を行う場合、業務の実施にあたり関係法令を遵守し、受託者等と十分な調整を図るとともに、統括管理者が自らの責任において受託者等を適切に管理すること。

3 財務に関する事項

事業者は、事業期間を通して以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を維持すること。

- ・事業期間を通じ、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- ・収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。

4 モニタリング

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

5 安全・危機管理

(1) 安全管理

① 一般事項

- ・事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- ・作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じ、調査を実施すること。
- ・事故防止を図るため、安全管理については、年間及び月間事業計画書に明示し、事業者の責任において実施すること。

② 安全教育

- ・事業者は、業務に従事する者に対して、KY 活動など、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。活動の内容は、月間事業計画書及び報告書に記載すること。
- ・事業者は、労働安全衛生規則に定められている酸素欠乏危険作業等について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、その者に当該作業の管理を行わせるとともに、特別教育を当該作業に従事する労働者に実施すること。

③ 労働災害防止

- ・現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、業務に従事する者の安全を図ること。

④ 公衆災害防止

- ・作業中は、常時現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- ・作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- ・作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の誘導、並びに交通整理を行うこと。
- ・作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- ・前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、必要に応じて、協議結果を月間事業計画書もしくは報告書に記載し、提出すること。

⑤ 局地的な大雨等による安全管理

- ・下水道管路施設内が局地的な大雨等による急激な雨水流入により、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、事業者は、下水道管路施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止または中断するなどの予防的な対応も含め、下水道管路施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。
- ・作業等を行う日には、開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底すること。また、安全器具の設置等についても周知を徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録すること。
- ・事業者は、作業等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業等の中止基準について、自らの責任において設定して年間及び月間事業計画書に明示しておくこと。

⑥ その他

- ・事業者は、業務の実施にあたって、下水道管路またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- ・万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、直ちに市及び関係官公署、その他の関係機関に連絡するとともに、直ちに必要な措置を講ずること。
- ・前項の通報後、事業者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、速やかに市に報告すること。

(2) 危機管理

事業者は、災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

①災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより障害等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

② 災害、事故等の緊急時の対応

地震発生時には、市及び上下水道局の業務継続計画（BCP）を踏まえ、事業者自らが予めBCPを作成し、これに従い対応すること。なお、地震以外の災害、事故発生時には、BCPに記載の災害協定先などへの適切な連絡体制を確保の上、適宜報告するとともに、災害対応報告書を提出すること。

各BCPの資料のURL

市BCP：宝塚市業務継続計画（BCP）

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1013056/1001456/1009175/1028882.html>

上下水道局BCP：宝塚市上下水道事業業務継続計画（上下水道BCP）

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/suido/1038902/1038960/1061977/1037548.html>

③ 各事態を想定した訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。

④ 想定外の危機事象への対応業務

災害・事故時において市が対応を想定していない危機事象についても現場情報及び保有する技術知見及び経験等を活かし対応すること。

6 技術管理

事業者は、本事業の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。

- ・適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。
- ・本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- ・委託等をする場合は、当該業務の実施にあたり法令上求められる要件及び市が別途定める要件はもとより、事業者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切な者に業務を行わせること。

7 市職員に対する技術の向上及び技術の継承

事業者は、本業務の実施にあたり、将来にわたって持続可能な維持管理体制の確保を見据え、市職員に対する技術力の向上及び技術の継承に配慮すること。特に、管路施設の維持管理、点検・調査、劣化判定、修繕・改築計画、緊急時対応並びに維持管理データの活用等に関する知識及び技術について、市職員が適切に理解し、必要な技術的判断を行うことができるよう努めること。

なお、技術向上及び技術継承に係る具体的な内容、体制及び方法については、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、市に提出すること。

8 環境対策

事業者は、事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。

- ・関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守
- ・省エネルギーに努め、地球温暖化対策を推進
- ・リサイクル製品やグリーン調達 of 積極的な推進
- ・車輛の交通安全対策の実施
- ・振動・騒音等への配慮
- ・周辺環境・景観への配慮

9 地域貢献

(1) 地域経済に関する事項

事業者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め全体事業計画書に記載すること。また、地元企業の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、市に提出すること。

- ・地域との連携や協働による事業展開
- ・地元企業等との連携・協力
- ・地元発注、地域住民の雇用
- ・地域活性化につながる事業展開

(2) 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

事業者は、本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域住民等とのコミュニケーションを図ること。

① 広報活動の実施

本事業において事業者が実施する工事等に関して、地域住民等に対して説明等を行うこと。地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、広報活動を行うこと。年度ごとに広報活動実施計画として年間事業計画書に記載すること。

② 問い合わせ等への対応

地域住民等から問い合わせ、要望等が寄せられた場合には、適切に対応するとともに、速やかに市に連絡すること。

第3 維持管理業務に関する要求事項

1 基本的事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、対象施設の維持管理に努めること。

(1) 業務の考え方

維持管理業務は、下水道施設を点検・清掃・調査・補修等を行うことで汚水や雨水を適切に処理し、衛生的で快適な生活を保つものであり、下水道施設が有すべき機能を最大限に発揮させながら持続していくことを目的とする。

なお、事業者は、対象施設の仕組みや構造・機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、また、創意工夫を十分に生かし、最適な維持管理方法を選択して計画的維持管理を実施すること。また、下水道施設に起因する道路陥没や溢水等の事象が発生した場合には、復旧作業はもとより、発生原因を調査し再発防止のための施策を講ずること。

(2) 実施体制

下水道施設の維持管理業務にあたっては、別紙4及び以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ① 維持管理業務に関して、施設や作業内容、実施時期に応じて適切な体制を構築すること。
- ② 緊急対応要求に対して、できるだけ即日に一時対応を行い、解決を試みること。対応困難な案件が生じた場合は、市に速やかに連絡し解決を図ること。

2 業務内容に関する事項

(1) 業務分類

- ① 巡視
- ② 点検
- ③ 調査（計画調査・緊急調査）
- ④ 清掃（管路施設）（計画清掃・緊急清掃）
- ⑤ 清掃（調整池）
- ⑥ 機械設備保守点検
 - ・流量計整備点検、・マンホールポンプ保守点検、・雨水ポンプ等保守点検、・雨水ポンプ場機械設備保守点検、・ポンプ場直流電源装置設備維持管理、・ポンプ場受電設備保守点検、・マンホールポンプ緊急点検、・天神川調整池中和処理施設保守点検、・遠方監視装置点検
- ⑦ 補修（緊急修繕、小破修繕含む）
- ⑧ 草刈等（樹木の剪定及び除草等、水路監視・スクリーン清掃・水門ゲート及び川面井堰ポンプ運転管理等、土砂分別処分）
- ⑨ 遠方監視

(2) 業務内容

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、維持管理業務を行うこと。実施方法や作業時期等の詳細については、事業者が技術的判断に基づいて設定して実施するものとする。

なお、下水道施設の巡視、点検、調査、清掃のほか、補修（緊急修繕、小破修繕含む）や草刈等の業務範囲は下水道事業範囲内全域を対象とし、日常の維持管理業務のなかには、遠隔監視業務も含むものとする。

以下に示す各業務は、別紙6に示す基準や指針等を参考に実施すること。また、各業務の詳細な内容に関しては、別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。

① 巡視

巡視は、事業者が本業務の目的に照らして設定した下水道事業範囲内全域を対象とした巡視ルートを計画して実施すること。

② 点検

点検は、下水道事業範囲内全域を対象とした巡視結果やストックマネジメント計画等を考慮し、事業者が本業務の目的に照らして適切に設定した点検箇所を設定して実施すること。

③ 調査

(計画調査)

計画調査は、下水道事業範囲内全域を対象とした点検結果やストックマネジメント計画に基づき、調査箇所を設置し、管径・現場条件等を考慮して適切な方法により調査を実施すること。

(緊急調査)

閉塞や流下阻害が発生した際に、状況に応じた適切な方法により原因調査を実施すること。

④ 清掃（管路施設）

(計画清掃)

下水道管路施設（開きよ含む）の閉塞や流下阻害の予防のため、維持管理実績等を踏まえて定期的に清掃を実施すること。

(緊急清掃)

閉塞等が発生した際には、速やかに必要な清掃を実施すること。

⑤ 清掃（調整池）

市が管理する調整池を対象に、機能保持のため定期清掃を行うこと。

⑥ 機械設備保守点検

事業者は、市が管理する下水道施設に設置された機械・電気・計測・監視設備について、機能を適切に維持するため、法令・指針に基づく法定点検、定期点検、緊急点検を以下に挙げる事項を考慮し、実施すること。

- ・点検や整備は、関係する点検要領・保安規程に準じ、必要な資格を有する点検資格者が実施すること。

- ・点検方法や作業手順、使用機材等の詳細は、事業者の技術的判断により設定する。
- ・別紙6に示す参考図書や別紙3に示す関係法令のほか、下記の基準や法令を参考とすること。
 - 「消防用設備等の点検基準」 （日本消防設備安全センター）
 - 当該設備メーカーの標準仕様書・取扱説明書

機械設備保守点検の業務内容は、以下のとおりである。なお、各点検の詳細な対象箇所や作業内容、点検頻度等は別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。

【保守点検内容】

- (ア) 流量計整備点検
 - (イ) マンホールポンプ保守点検（流量計に関する遠方監視装置の点検を含む）
 - (ウ) 雨水ポンプ等保守点検
 - (エ) 雨水ポンプ場機械設備保守点検
 - (オ) ポンプ場直流電源装置設備維持管理
 - (カ) ポンプ場受電設備保守点検
 - (キ) マンホールポンプ緊急点検
 - (ク) 天神川調整池中和処理施設保守点検
 - (ケ) 遠方監視装置点検
- ⑦ 補修（緊急修繕、小破修繕を含む）
- 巡視、点検、調査、清掃、機械設備保守・点検業務等において、破損や故障等の不具合を確認した場合は、発生した不具合に対し応急処理的な補修を実施すること。なお、下水道機能の低下が認められる際には、機能維持・回復を目的とした管路施設に対する緊急修繕を含むものとする。また、設備や建物内の軽微な破損や劣化を対象とした小破修繕も含むものとする。
- ⑧ 草刈等
- 市が管理する開きょ等の下水道施設において、草木の繁茂により視界不良、巡視・点検の妨げ、設備の損傷、排水機能の阻害、蚊等の害虫発生など、維持管理上の支障が発生しないように環境美化、水路監視、市民対応などの草刈等作業を行い、下水道施設等に係る機能維持及び維持管理を行うこと。

業務内容は、以下のとおりである。

- (ア) 樹木の剪定及び除草等
- (イ) 水路監視・スクリーン清掃・水門ゲート及び川面井堰ポンプ運転管理等
- (ウ) 土砂分別処分

⑨ 遠方監視

下水道施設に設置している遠方監視装置からのデータを離れた場所からリアルタイムで監視を行う。なお、異常が発生した場合は、現地作業員や緊急調査担当者等に速やかに情報を伝達して対応を行う。

3 管理基準

事業者は表 3.1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2～3 年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2 年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 3.1 維持管理業務に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
緊急修繕対応時間：通報から現場到着までの時間を○時間以内とする。	
修繕完了率：発生した小破損に対して、応急修繕を○日以内に完了する割合を○%以上とする。	
実施率%（各業務の実施施設数量/対象施設数量×100）	
点検から調査への移行比率：%（調査対象施設数/点検対象施設数×100）	
硫化水素濃度測定実施率：%（硫化水素濃度測定実施個所数/対象実施個所数×100）	
硫化水素対策実施率：%（硫化水素対策実施個所数/対象実施個所数×100）	
管路腐食対策率：%（腐食対策施設数量/対象施設数量×100）	

第4 問題解決業務に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

問題解決業務として、不明水対策と水質調査の業務を行う。不明水対策は、浸入水に起因する事象が発生する地区を選定し、効果的かつ効率的な対策及び計画を行う。また、水質調査は、公共下水道や公共下水道へ流入する事業場等で水質を定期的に確認することで規制値を超えた有害物質、pH異常、油分などの流入をいち早く検知する。その結果、下水道施設の健全性を確保し、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象の発生防止、処理場への負担軽減等、市民生活の安全性維持や処理費用のコスト縮減等に資するとともに、不明水の削減による有収率の向上、水質悪化の要因の早期把握、適切な対策の実施を目的とする。

事業者は、調査結果に基づく科学的・合理的な判断を行うとともに、効率的かつ効果的な方法で実施すること。

(2) 実施体制

問題解決業務にあたっては、別紙4及び以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ① 不明水対策においては、データ解析や発生源特定のための調査等に必要な専門知識及び経験を有する技術者を配置すること。また、調査結果に基づき、修繕や改築が必要と判断された場合には、維持管理業務や管路修繕・改築業務との連携を図り、統括管理者の指揮の下で円滑に対応できる体制を確保すること。
- ② 水質調査においては、定期的モニタリング及び水質分析を適切に実施するため、当該業務に必要な専門的知識及び経験を有する技術者を配置し、適切な対応が可能な組織体制を整えること。

2 業務内容に関する事項

(1) 業務分類

- ① 不明水対策
- ② 水質調査

(2) 業務内容

問題解決業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。

なお、各業務は、別紙6に示す基準や指針等を参考に実施すること。また、各業務の詳細な内容に関しては、別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。

①不明水対策

市の下水道事業範囲内全域に対する不明水対策を講じるため、各種調査等を実施し、有収率の向上に対して効果的で効率的な対策計画を立案すること。なお、各種調査等を含めた計画策定に必要な方法に関しては、別紙5の事例の方法も含め創意工夫や新しい知見による事業者からの提案により行うこと。

また、事業者は、有収率の向上に対する目標値を提案し市の承諾を得て設定すること。そして、達成状況を年間事業報告書提出時に報告すること。なお、有収率の目標値については、「宝塚市行財政経営行動計画 令和8年（2026年）3月改訂」を参考とすること。

- ・調査・分析結果を踏まえ、「雨天時浸入水対策ガイドライン（案） 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部」を参考に雨天時浸入水対策計画を策定すること。
- ・流量計のデータ等を活用し、流域の状況や過去の実績を踏まえて事業者が重点箇所を選定し、汚水管への不明水流入の抑制を目的として調査・分析を実施すること。

②水質調査

水質調査業務は、公共下水道及び公共下水道に流入する事業場排水の水質を調査することにより、良好な水質環境を維持するよう監視し、水質悪化時には原因の究明と改善により、公共下水道の適正な機能を確保する。当該業務では、目標とする水質環境が維持されていることを、適切な指標により定量的に示し、その数値を裏付ける信頼性の高い証拠（測定記録、分析結果、品質管理記録等）を提示すること。なお、過年度までの調査地点、調査項目等の実績は別紙5を参照のこと。ただし、より効果的、効率的な調査地点の選定や調査方法等がある場合は市に提案を行うこと。

また、将来的に調査地点や調査項目は変更することもある。

- ・年度開始前までに、水質調査に関する年間計画書を策定し、標準作業手順書とともに示すこと。また、年間計画における水質調査以外でも住民対応業務やその他の市の業務において水質調査の実施が有効である場合には、必要に応じて市へ提案し、協議の上で実施内容を決定すること。さらに、市から水質調査の実施依頼があった場合も対応すること。
- ・公共下水道および公共下水道に流入する事業場において、適切な方法で試料を採取し、定められた調査項目に基づく水質調査を実施すること。さらに、各月の定期調査を確実にを行うとともに、調査において異常値が確認された場合には、速やかに市へ連絡し、原因を考察するとともに、必要に応じて再調査を行うこと。
- ・流域下水道管理者等への報告に必要な書類を作成し、所定の期限までに提出すること。また、事業場指導に必要な資料についても適宜作成し、市へ提出すること。併せて、目標水質の達成状況（指標値・傾向）、及びそれを裏付ける測定記録・分析成績書等を整理・保存し、要求に応じて提示できる体制を維持すること。

3 管理基準

事業者は表 4.1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2～3年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 4. 1 問題解決業務に関する業務指標 (PI) 例

業務指標 (PI)	備考
誤接続調査の実施率:事業者が必要と判断した箇所に対して、計画に基づき調査を完了した割合を〇%以上とする	
水質調査結果報告書の提出期限遵守率:水質調査結果報告書の提出期限遵守率および緊急時速報連絡の迅速性を評価し、提出期限遵守率を〇%以上とする。	
不明水調査率%(調査を実施した管路延長/対象区域の管路延長×100)	

第5 住民対応業務に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

住民対応業務は、下水道施設に関する事故や問い合わせに対して速やかに現場確認・原因調査・応急措置を実施し、下水道施設の機能維持を図る。その結果、被害の拡大防止及び下水道施設に対する機能の早期回復、及び市民の安全・安心を確保することを目的とする。

事業者は、事故や問い合わせの発生時には速やかに現場確認を行い、必要な措置を講じる。また、業務遂行にあたっては、関連法令を遵守し、安全管理を徹底するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼関係の維持に努めること。

(2) 実施体制

住民対応業務にあたっては、別紙4及び以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ① 災害や重大事故により管路施設の機能が損なわれた場合、改築や修繕が必要となるケースを想定し、維持管理業務と管路修繕・改築業務の連携体制を構築すること。
- ② 統括管理者の指揮の下、維持管理業務と計画・設計業務、管路修繕・改築業務担当が連携し、緊急度に応じた管路修繕・改築計画を迅速に対応できる体制を整えること。
- ③ 必要に応じて、地元企業と連携し、地域との協働による迅速な復旧を図ること。
- ④ 災害協定を踏まえ、事業化スケジュールや資材調達計画を事前に準備しておくこと。
- ⑤ 業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。
- ⑥ 住民等から問い合わせ、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに市に連絡すること。

2 業務内容に関する事項

(1) 業務分類

- ① 事故初動対応
- ② 通報初動対応
- ③ 災害対応

(2) 業務内容

本市の市外局番による電話番号もしくはフリーダイヤルを開設し、市民からの電話等への通報の受付業務を行う。そして、受付内容に関しては記録整理を行う（全ての初動対応を対象とする）。対応時間は、事業期間中、24時間365日の電話等の対応とする。業務終了後は、内容、時間等を市に対して報告すること。また、月間業務報告書にて、件数、内容、時間等を市に報告すること。

①事故初動対応

油流出事故や水質事故等の事故が発生した場合の対応を行うものであり、関係部署へ連絡を行うとともに、事故の状況に応じては休日・夜間問わずに出動し、防止拡散措置や流出源の調査を行うこと。

いずれの場合も、公共下水道台帳を確認後に、現地確認をした上で下水道施設に起因した事故である場合は対応を判断する。また、現地確認時に必要に応じて安全管理対策等を実施すること。

(ア) 緊急対応業務の実施

- ・基本的に、油脂類が原因の場合は、緊急対応業務（清掃等）を 油脂類以外が原因の場合は、位置を特定し、緊急対応業務（補修（緊急修繕、小破修繕含む））を実施すること。

(イ) 緊急対応（清掃等詰まり処理）の内容

- ・市民からの電話等への通報の受付連絡を受け（巡視・点検等現場調査時に発見したもの等も含む）、緊急対応報告の記録整理を行うこと。
- ・原因についての調査・記録及び官民処理の見極め整理、市への報告を行うこと。
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）を行うこと。
- ・必要な関係機関（道路管理者、警察等）との協議内容について報告を行うこと。
- ・高圧洗浄車等を用いた緊急的な詰まり処理及び復旧作業の実施・報告を行うこと。

(ウ) 緊急対応（補修（緊急修繕、小破修繕含む））の内容

- ・現地確認、原因調査に基づく、破損箇所の修繕を行うこと。
- ・実施手法や時期については、緊急度などを基に市に報告のうえ決定し、実施すること。
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）を行うこと。
- ・大規模修繕等と判断される場合は、別途、市と協議すること。
- ・必要な関係機関（道路管理者、警察等）との協議内容の報告を行うこと。
- ・TV カメラ、押込式カメラ、目視等によって補修（緊急修繕、小破修繕含む）が必要な箇所を確認し、最適な工法によって補修（緊急修繕、小破修繕含む）処置及び復旧作業の実施・報告を行うこと。
- ・補修（緊急修繕、小破修繕含む）に用いる各種材料は、事業者が調達すること。

②通報初動対応

業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。住民等から問い合わせ、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに市に連絡すること。

(ア) 電話等通報受付

- ・市民からの電話等への通報の受付連絡を受け、記録整理を行うこと（全ての初動対応を対象とする）。
- ・対応時間は、事業期間中、24 時間 365 日の電話等の対応とすること。
- ・市と事業者と効率的な連携手段が取れるよう連絡システムの構築を行うこと。

(イ) 現場対応（原因調査等）

- ・現場対応者は、受付後、概ね1時間程度以内に現地確認を行うこと。
- ・原因の調査に先立ち、必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
- ・管きよの詰まり、溢水等の調査内容及び対応方針について速やかに市へ報告すること。
- ・原因、対応方針等は、住民への説明を行うこと。

(ウ) 緊急対応業務の実施

- ・緊急対応業務（清掃等）または緊急対応業務（補修（緊急修繕、小破修繕含む））を実施すること。

(エ) 報告書作成（終了確認）

- ・業務終了後は、内容、時間等を市及び住民に対して報告すること。

③災害対応

事業者は、市および市上下水道局の業務継続計画（BCP）を踏まえ、自らが策定する事業者BCPに基づき、降雨・増水等に伴う下水道施設の機能低下リスクを最小化し、対象施設の機能停止が必要最小限となるよう、必要な監視、判断、応急対応、設備操作および代替手段の確保を適切に実施すること。

また、市からの要請の有無にかかわらず、事業者は対象施設の排水機能および安全性を可能な限り維持しなければならない。そのため、夜間・休日を含めた必要な要員体制や資機材等の確保を行い、対応方法の構築・選定・実施を行うこと。また、事業者は、大雨降雨が予想される場合には、市の水害危険予想箇所等に対して事前待機や排水ポンプ及び土嚢等の準備・設置などの対応を実施すること。

地震発生時においては、事業者BCPに基づき対応するとともに、災害協定で定める事項を除き、前項に定める風水害対応業務に準じた措置を講じ、災害協定先への適切な連絡体制を確保のうえ、市へ速やかに報告すること。

また、災害時において他の自治体等からの要請により市から支援を行う場合には、事業者は市の指示に従い、支援に必要な人員の派遣や資機材の提供等に協力すること。

3 管理基準

事業者は表5.1に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から2～3年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 5.1 住民対応業務に関する業務指標 (PI) 例

業務指標 (PI)	備考
通報から現場到着までの時間:通報受付から現場到着までの時間を○時間以内に到着した割合を○%以上とする。	
緊急対応完了率:事故・災害対応において、応急措置を○日以内に完了する割合を○%以上とする。	
道路陥没個所数:箇所/km(道路陥没個所数/対象管路延長)	
管きょ等閉塞発生件数:件/km(管きょ等閉塞発生件数/対象管路延長)	
下水道維持管理サービスに対する苦情件数:%(対象期間内に処理した苦情件数/対象期間内の苦情件数×100)	
第三者への事故発生件数:件/km(第三者事故発生件数/対象管路延長)	
苦情処理率:%(対象期間内に処理した苦情件数/対象期間内の苦情総件数×100)	
苦情処理の迅速性:分/回(苦情処理までの所要時間の累計/苦情処理回数)	
緊急措置実施数:件/km(緊急措置実施数/対象管路延長)	
緊急措置の迅速性:分/回(緊急措置までの所要時間の累計/緊急呼び出し回数)	

第6 計画・設計業務に関する要求事項

1 基本的事項

計画・設計業務は、下水道事業の持続可能性を確保し、効率的かつ安全な施設管理を実現するために実施するものである。

(1) 業務の考え方

計画業務は、下水道事業計画及びストックマネジメント計画（汚水のみ。以下この項において同じ。）の定期的な見直しを行う。下水道事業計画は、上位計画である流域下水道と整合を図り、下水道法事業計画の計画期間の延伸のほか、各種フレーム及び諸元の見直しを行う。あわせて、都市計画法認可の事業期間の延伸を行う。ストックマネジメント計画では、下水道施設の老朽化の進展状況を長期的な視点で予測し、点検・調査結果に基づき、点検・調査計画及び管路修繕・改築計画を策定する。そして、下水道事業の持続可能性の確保を図り、施設の長寿命化及び維持管理コストの最適化を推進することを目的とする。また、設計業務は、ストックマネジメント計画に基づき、改築対象施設の実施設計を行い、計画的な改築工事の実施を目的とする。

事業者は、長期的な視点でのリスク評価に基づき、計画的かつ効率的な計画を策定し、下水道施設の長寿命化及び維持管理コストの最適化を図ること。また、ストックマネジメント計画に基づき計画的に改築工事が実施可能となるように実施設計を適切に行うこと。

(2) 実施体制

計画・設計業務にあたっては、別紙4及び以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ① 当該業務を行うにあたり、事業者は必要な有資格者や、事業者が必要と認める経験を有する者を配置すること。
- ② 統括管理者を中心に、維持管理業務や管路修繕・改築業務の各担当との連携を図り、点検及び調査から計画・設計、修繕・改築工事まで一貫した情報共有を行うこと。

2 業務内容に関する事項

(1) 業務分類

- ① 下水道事業計画変更
- ② スtockマネジメント計画策定（汚水のみ）
- ③ 修繕改築詳細設計業務（汚水のみ）

(2) 業務内容

計画・設計業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。

以下に示す各業務は、別紙6に示す最新版の基準や指針等を参考に実施すること。また、各業務の詳細な内容や提出物に関しては、別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。

① 下水道事業計画変更業務

現計画は令和6（2024）年度に計画変更しており、上位計画として、「武庫川流域下水道（下流処理区）事業計画」「猪名川流域下水道事業計画」が位置付けられ、上位計画との整合や市下水道整備状況を踏まえ、計画変更図書等を作成する。

また、概ね5年毎に計画変更を行う。ただし、変更すべき事由が生じた場合は、その都度見直しを行うこと。

対象となる計画変更図書は下記のとおりとする。

- ・公共下水道全体計画（流域関連公共下水道）（汚水・雨水）
- ・下水道法事業計画（流域関連公共下水道）（汚水・雨水）
- ・都市計画法事業認可（流域関連公共下水道）（汚水・雨水）

② スtockマネジメント計画策定業務（汚水のみ）

現計画は令和7（2025）年度に策定し、事業期間は令和8（2026）年度～令和12（2030）年度までの5カ年、対象施設は汚水管路施設、汚水マンホールポンプ施設、汚水中継ポンプ施設としている。

概ね5年毎を想定し、令和12（2030）年度並びに令和17（2035）年度に新たなStockマネジメント計画策定（実施方針の見直し及び修繕改築計画策定）を行う。ただし、計画期間中に変更すべき事由が生じた場合は、必要に応じて改定を行うこと。

③ 修繕改築詳細設計業務（汚水のみ）

Stockマネジメント計画（修繕改築計画）に基づき、老朽化の著しい管路施設やマンホールポンプ施設を修繕改築するための実施設計を行う。また、マンホールポンプ施設に関しては、別途耐水化計画も考慮した設計を行うこと。

なお、想定数量は令和7（2025）年度に策定した現計画の進捗や、新たなStockマネジメント計画により変更されることがある。

3 下水道事業計画変更業務に関する事項

- ① 事業者は、兵庫県上下水道課、都市計画課及びその他関連機関との協議がある場合は同行し、円滑に事業計画の変更協議が成立するよう努めること。
- ② 業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は相当な技術経験を有する者を配置すること。

4 Stockマネジメント計画策定業務（汚水のみ）に関する事項

- ① 事業者は、市の上位計画である下水道事業経営戦略や下水道ビジョン、関連計画である上下水道一体耐震化計画の変更等がある場合は、必要に応じてStockマネジメント計画実施方針を見直すこと。
- ② 事業者は、現行のStockマネジメント計画の実施結果及び維持管理情報、本業務で実施する点検・調査の実施結果を基に、新たなStockマネジメント計画を策定すること。

- ③ 新たなストックマネジメント計画の策定後、兵庫県上下水道課やその他関連機関との協議がある場合は同行し、円滑に計画書の受理が図れるよう努めること。
- ④ 業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は相当な技術経験を有する者を配置すること。
- ⑤ 国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するように実施すること。

5 修繕改築詳細設計業務（汚水のみ）に関する事項

- ① 管路施設並びにマンホールポンプ施設の改築詳細設計においては、所定の耐用年数及び流下能力を新たに確保できる改築工法及び構造を選定すること。
- ② 構造計算及び耐震設計を行うにあたり、必要に応じて土質調査を実施すること。
- ③ 特殊な工法や設備を採用する場合は、市と協議のうえ決定すること。
- ④ 業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は相当な技術経験を有する者を配置すること。
- ⑤ 国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するように実施すること。

6 管理基準

事業者は表 6.1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2～3 年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2 年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 6.1 計画・設計業務に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
毎月、計画策定業務の進捗報告を提出すること。提出率は 100%。	
提出された報告が、市の評価基準（進捗の妥当性、課題対応、次月計画の具体性）に適合した割合を 95%以上 とする。	
管路施設の施設情報・維持管理情報の電子化率： $\%（データベース化された延長/総延長 \times 100）$	
道路陥没未然防止率： $\%（道路陥没未然防止対策箇所数/道路陥没のおそれがある箇所数 \times 100）$	

第7 管路修繕・改築業務に関する要求事項

1 基本的事項

事業者は、以下に掲げる事項を考慮し、汚水管路施設及びマンホールポンプ（機械、電気設備）の修繕・改築工事を実施すること。

（1）業務の考え方

修繕業務とは、ストックマネジメント計画で老朽化と判定された施設を対象に修繕工事を行い、所定の耐用年数まで機能を維持させることを目的とする。なお、緊急修繕は本業務対象外とする。また、改築業務とは、ストックマネジメント計画で老朽化と判定された施設を対象に改築工事を行い、更新または長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保させることを目的とする。

なお、事業者は、過年度に市が既に設計している成果や本事業の「第6 計画・設計業務」で実施した「修繕改築詳細設計業務（汚水のみ）」の成果に基づいて修繕及び改築工事を行うこと。

（2）実施体制

管路修繕及び改築業務にあたっては、別紙4及び以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ① 修繕や改築において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務には、それぞれ必要な有資格者が担当すること。
- ② 統括管理者を中心に、維持管理業務や計画・設計業務の各担当との連携を図り、点検及び調査から計画・設計、修繕・改築工事まで一貫した情報共有を行うこと。

2 業務内容に関する事項

（1）業務分類

- ① 計画修繕
- ② 改築工事（汚水管路施設）
- ③ 改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））

（2）業務内容

管路修繕・改築業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。

以下に示す各業務は、別紙6に示す基準や指針等を参考に実施すること。また、各業務の詳細な内容に関しては、別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。

① 計画修繕

管きょやマンホールの修繕工法には、止水工法や内面補強工法、ライニング工法、レベル工法、部分布設替工法等があるが、設計成果を基に、目的に適した工法を選定して修繕工事を行う。

② 改築工事（汚水管路施設）

管きよの改築工法には、布設替工法や管更生工法があるが、設計成果を基に、損傷等の程度や現場状況等に適した工法を選定して改築を行う。

マンホールの改築工法には、布設替工法や更生工法、防食工法等があるが、設計成果を基に、損傷等の程度や現場状況等に適した工法を選定して改築を行う。

マンホール蓋の改築工法には、従来のやり替え工法やマンホール蓋改築工法があるが、現場状況等に適した工法を選定して改築を行う。

③ 改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））

マンホールポンプ（機械、電気設備）に対して、所定の耐用年数を新たに確保できる設備へ更新を行う。

3 計画修繕に関する事項

- ① 修繕を行うことで、汚水管路施設（管きよ、マンホール）の閉塞、破損等による流下機能の悪化や道路陥没、汚水流出を防止し、下水道機能を安定して維持させること。
- ② 部分的な補強を行い所定耐用年数までの延命化を図ること。
- ③ 更生工法での修繕を採用する場合には、（公財）日本下水道新技術機構の技術審査証明を取得した工法を採用すること。
- ④ 特殊な工法を採用する場合は、市と協議の上決定すること。

4 改築工事（汚水管路施設）に関する事項

- ① 改築工事を行うことで、劣化及び老朽化した汚水管路施設（管きよ、マンホール、マンホール蓋）に対し、新たに所定の耐用年数を確保する施設を構築すること。
- ② 管きよは、設計流下能力を満足すること。
- ③ 管路施設（管きよ、マンホール、マンホール蓋）は、所定の耐荷性能、耐久性能、耐震性能等を確保すること。
- ④ マンホール更生工法の改築を行う際には、（公財）日本下水道新技術機構の技術審査証明を取得した工法を採用すること。
- ⑤ 特殊な工法を採用する場合は、市と協議の上決定すること。
- ⑥ 国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するよう実施すること。

5 改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））に関する事項

- ① 改築工事を行うことで、劣化及び老朽化したマンホールポンプ施設（機械、電気設備）に対し、新たに所定の耐用年数を確保する施設を構築すること。
- ② ポンプの吐出能力は、設計流量を満足する設備に更新すること。

- ③ 国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱（下水道事業）に適合するよう実施すること。

6 工事監督に関する事項

工事を行うにあたり、以下に掲げる事項を考慮し、主任技術者又は監理技術者を配置して工事監督管理の適切な対応を行うこと。

（１） 施工前

- ① 道路占用許可申請書は市申請となるため、事業者は必要となる書類を提出すること。
他に市が関係機関へ協議、届出等を必要とする場合は書類作成等について協力すること。
- ② 道路使用許可申請書等の工事にあたって必要となる手続きについては、事業者の負担と責任で行うこと。
- ③ 工事開始前に、交通規制や安全対策等を講じ、地域住民への周知を図ること。

（２） 施工時

- ① 事業者は、工程管理、安全衛生管理、施工環境管理に努めること。
- ② 事業者は、別紙6に示す各基準等を参考に施工管理、品質管理、出来高管理を行い、施工管理に関する書類を整備すること。

（３） 施工後（完成時）

- ① 事業者は、工事竣工に伴い、工事が適正に行われたことを確認した上で、工事完了図書を提出すること。

7 その他関連事項

（１） 国庫補助金交付関連

国庫補助金交付対象に該当する工事に関しては、市と協議を行い、国庫補助金に関する必要な資料作成や会計検査院並びに兵庫県が実施する検査に関する対応補助等を行うこと。

（２） 予算の執行

- ① 年度予算における工事の実施を原則とするため、市の都合により変更となる場合がある。
- ② 事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価や歩掛等が適正であることを示す根拠資料を整理すること。

(3) 工事实績データ

工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、市の確認を受けたうえ、登録機関に登録すること。

8 管理基準

事業者は表 7.1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2～3 年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2 年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 7.1 管きよの改築に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
健全な管きよの割合（緊急度Ⅲ）：％（ストックマネジメントの評価）	例）健全度予測式による現在の推定値 46.9
損傷劣化施設補修率：％（補修施設数量/対象施設数量×100）	
損傷劣化施設改善率：％（劣化施設数量/対象施設数量×100）	
管路腐食対策率：％（腐食対策施設数量/対象施設数量×100）	

第8 統括管理業務に関する要求事項

1 基本的事項

(1) 業務の考え方

統括管理業務は、事業全体の進捗・工程管理、複数にわたる業務の一元管理及び業者間調整、市との連絡窓口、事業全体のリスク管理のほか、情報管理及び下水道台帳の管理を行う。そして、関係法令を遵守しながら、計画的かつ効率的・効果的な業務マネジメントを行い、事業全体の統合的運営と持続的改善を実現することを目的とする。

事業者は、創意工夫を活かして業務改善に努めるとともに、維持管理に関する業務、計画・設計に関する業務、修繕・改築に関する業務を一体的にマネジメントすること。

(2) 実施体制

統括管理業務にあたっては、別紙4及び以下を踏まえて実施体制を構築すること。

- ① 統括管理者を代表企業から選任すること。
- ② 維持管理企業、建設企業、設計企業及び受託者等を適切に統括管理すること。

2 業務内容に関する事項

(1) 業務分類

- ① 統括管理
- ② 情報管理
- ③ 台帳管理
- ④ セルフモニタリング
- ⑤ その他関連業務

(2) 業務内容

① 統括管理

事業者は、事業期間中の各業務を統括することにより、一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、当該業務に関する市への積極的な提案、市側との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施する。また、モニタリング結果を踏まえ、業務改善（是正措置等を含む）を行い、市に報告する。

以下に、統括管理における業務を示す。

- ・各種業務のマネジメント
- ・業務計画書及び報告書の作成
- ・委託業務及び工事の発注
- ・技術管理・危機管理・環境対策・地域貢献
- ・その他必要な事項

② 情報管理

事業者は、本事業において得られた巡視・点検・調査・修繕結果などの維持管理情報及び改築結果などの情報を整理・蓄積し管理する。

また、情報管理方法に関しては、常に市と最新の情報を共有できるように、より効率的で高度化したシステム導入検討を行う。

③ 台帳管理

事業者は、下水道管路施設の維持管理や整備・改築を実施した内容等、下水道管路施設に関する情報について、とりまとめて下水道管路台帳へと反映し、そのデータを管理する。また、台帳システムの更新を実施すると共に、汚水と雨水の台帳システムの一元化を行う。

④ セルフモニタリング

事業者は、セルフモニタリングを実施し、事業者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び契約書に適合することを確認する。

また、市が行うモニタリングに際し、会議の開催及び現地確認の協力等を行うこと。なお、モニタリング方法の詳細は、モニタリング基本計画書（案）に示す。

⑤ その他関連業務

業務を実施するにあたり、その他必要となる関連業務を実施すること。

3 統括管理に関する事項

(1) 各種業務のマネジメント（業務全般の統括管理）

- ・統括管理者は、業務期間中の各業務の一元的な統括管理を行うこと。
- ・統括管理者は、全ての個別業務の内容を理解し、市との窓口となること。
- ・統括管理者は、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決すること。
- ・モニタリング結果を踏まえて、必要な業務改善（是正措置等を含む）を迅速に行うこと。

(2) 業務計画書及び報告書の作成

- ・統括管理者は、全体事業計画書、年間事業計画書、月間事業計画書、年間事業報告書、月間事業報告書及びその他報告等を作成して提出すること。また、適時適切に市に対して内容を説明すること。
- ・統括管理者は、各業務の進捗状況について、年間及び月間業務報告書等により、定期的に市に報告を行うこと。

(3) 委託業務及び工事の発注

- ・各種業務を発注及び委託等するにあたって、適切に受注者を選定するとともに、業務を管理すること。

(4) 技術管理・危機管理・環境対策・地域貢献

- ・本事業の基本的な取組方針に定めた、安全・危機管理、技術管理、環境対策、地域貢献に取組み、適切な対応を行うこと。

(5) その他必要な事項

- ・統括管理を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施すること。

4 情報管理に関する事項

- ・情報の取扱いにあたり、適切なセキュリティおよびデータ保全を確保すること。
- ・事業者は、下水道事業が生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し、適時・適切な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保と分かりやすい情報の開示に努めること。
- ・台帳システムを含む各種の業務情報を適切に管理するため、これらを統合的に扱う情報管理基盤の構築に向け、最新の知見を収集して検討を行うこと。なお、高度化（クラウド化対応等）の具体的手法は事業者提案とし、既存の仕組みからデータを移行し、新たな基盤を構築・運用する場合は、管理登録する情報および運用方法について市と協議し、決定のうえ実施すること。

5 台帳管理に関する事項

- ・点検・調査及び修繕・改築業務終了後、本維持管理業務において業務に支障のない期間で下水道管路台帳システムに新しい情報を登録し最新情報に更新すること。なお、台帳システムの更新業務内容に関しては、別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。
- ・民間開発事業等で整備された下水道施設に関する情報も下水道台帳に反映させること。
- ・汚水・雨水の台帳について、業務開始から5年を目標に一元管理が可能となるよう整備すること。

6 セルフモニタリングに関する事項

- ・事業者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び契約書に適合することの確認を行うこと。
- ・市が行うモニタリングに際し、会議の開催及び現地確認の協力等を行うこと。

7 管理基準

事業者は表 8.1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2～3 年後）に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。

業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは市の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする。

表 8.1 統括管理業務に関する業務指標 (PI) 例

業務指標 (PI)	備考
協議・報告の期限遵守率(%): 期日通り提出された報告書数 / 提出対象数	
情報更新反映率(%): 実施した点検・修繕データのうち、台帳へ反映された件数 / 対象件数	
セキュリティインシデント発生件数(件)	
改善提案実施数(件)	

第9 附帯事業に関する要求事項

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

附帯事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

1 基本的事項

2 事業計画に関する事項

第10 任意事業に関する要求事項

任意事業とは、本事業又は市の用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。多分野連携として市の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

任意事業は独立採算を基本とするため、その経理にあたっては、義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

任意事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

1 基本的事項

2 事業計画に関する事項

第 11 契約終了時に関する要求事項（措置）

1 施設機能確認

事業者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

- ・事業期間終了時において、業務の対象となる全ての対象施設（改築箇所を除く）が管路施設としての機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後 1 年以内に事業者起因の不具合が発見されない状態に整備すること。なお、本事業期間中、事業者が計画・施工した改築工事箇所については、事業期間終了後 2 年間、大規模修繕を要することのない状態に整備・点検を行い、その健全性を補償すること。
- ・事業終了日前までの間に、継続して使用することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く）であることを市に報告すること。
- ・市が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って市が事業者から所有移転を受けるとする器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重機等を撤去すること。
- ・市が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修繕・撤去を行わないときには、市は事業者による修繕、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修繕、解体撤去を委託（この場合、事業者は、当該修繕、解体撤去のために要した費用を負担）する。
- ・市は契約終了日から 2 年以内に事業者が導入した設備等に契約不適合があることを知ったときは、事業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修繕を請求し、又は修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後 2 年以内に請求（ただし、市が合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く）する。

2 引継ぎ

事業者は、本事業期間中を通じて引継ぎ事項を記載した引継文書を作成し、本事業終了日の 180 日前までに引継文書の暫定版を市に提出し、本事業終了日までに引継文書の最終版を市に提出すること。

引継文書は、対象施設固有の維持管理上の留意点等を把握できるような内容とすること。

また、事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行うこと。

3 その他

事業者は、その他契約終了に伴い以下を実施すること。

- ・自らが締結している契約及び維持している許認可等について、次期事業主体が承継を希望する場合には、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期事業主体に送付すること。
- ・市又は次期事業主体に事業が引き継がれるまでに、市又は次期事業主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。

- ・市の指定する日までに、本事業に関して事業者が有する運営・技術に関するすべての最新文書を市又は次期事業主体に電子媒体（市又は次期事業主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付すること。
- ・事業終了日に対象施設が要求水準に適合した状態で市又は次期事業主体に引渡すこと。
- ・事業者は、事業者は、本業務の遂行により知り得た業務上の情報及び個人情報について、契約期間中のみならず、契約終了後においても、厳重に取り扱い、これを第三者に漏らしてはならない。当該に違反した場合には、事業者は市に対しこれにより生じた一切の損害を賠償しなければならない。

【用語の定義】

用語	定義
指示	市の発議により、市が事業者に対し、市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
承諾	事業者の発議により、事業者が市に報告し、市が了解することをいう。
協議	契約の履行に関し、必要な事項について関係者間で意見を交換し、調整を行うことをいう。
提出	市が事業者に対し、又は事業者が市に対し業務に係わる書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む）を説明し、差し出すことをいう。
報告	事業者が市に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
連絡	市と事業者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、明確な管理目標を定め、保守点検、調査等により施設の状態を客観的に把握、評価するとともに、中長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理するための取組みであり、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
点検	施設の構造物および設備について、その状態を確認し、機能の低下や異常兆候を早期に把握するために実施する業務とする。確認方法は問わず、確認結果を記録し、異常の有無を整理して報告するものとする。
調査	施設の状態を詳細に把握し、健全度、緊急度その他の評価に必要な情報を取得するために実施する業務とする。調査手法は問わず、施設の劣化状況、機能障害の有無、構造的健全性、周辺環境等を把握し、修繕・改築等の対策の必要性および優先度の判断に資する情報を得るものとする。
巡視	施設の外観、付帯設備、建屋、その他管理区域内に属する構造物の状態を確認し、運用上の支障となり得る異常兆候を把握するために実施する業務とする。地上部、建屋内、地下階など、施設の種別に応じた区域を対象とするものとする。
清掃	施設内に堆積・付着した土砂、油脂、モルタル、木根その他の物質を除去し、流下または処理機能に支障が生じない状態に復するための業務とする。清掃方法は問わないものとする。

用語	定義
補修	対象施設に生じた不具合に対して、実用上問題のない程度に機能を維持するための応急処理、部分的な不具合解消を行う業務とする。機能回復までの対策には該当しないものも含むものとする。
小破修繕	施設、設備又は構造物の機能を維持するために実施する軽微な修繕であり、部品交換、調整、補修その他これらに類する作業のうち、施設の性能又は仕様の変更を伴わない業務とします。
修繕	対象施設の一部に生じた劣化や損傷を改善し、施設が必要とする性能または健全度の水準へ復旧させる（機能回復）ための業務とする。部分的な再建設または取替えを含むものとし、長寿命化対策に該当しないものをいう。
改築	対象施設の全体を更新し、長期的に必要な耐久性・処理能力・流下能力等を確保するために実施する業務とする。取替えを含み、管路施設の更新・更生も含むものとする。
健全度	評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標をいう。